

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条の規定に基づき、(仮称)呉市斎場整備等事業(以下「本事業」という。)を特定事業として選定しましたので、PFI法第8条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表します。

平成15年3月24日

呉市長 小笠原 臣也

特定事業((仮称)呉市斎場整備等事業)の選定について

1 事業概要

現「呉市斎場」は、操業開始から約30年が経過しており、施設の老朽化が進行しています。また、火葬場の利用件数は増加傾向にある一方、業務の性質上、利用日や利用時間の調整は難しく、特に利用が集中した場合、現行施設では待合室等のキャパシティを越える場合もあるなど利用ニーズ等への対応、会葬者に対するサービスの向上が課題となっています。

これらの諸課題への具体的対応を図るため、民間事業者の資金、技術力及び運営能力等に期待して、建て替えによる新たな斎場(火葬場)の整備等を行うものです。

したがって、(仮称)呉市斎場整備等事業は、呉市(以下「市」という。)の重要な公共サービスを担う火葬場として、会葬者のニーズや心情に十分配慮し、厳粛な葬儀を滞りなく行うにふさわしい施設の整備等を目的とするとともに、環境やユニバーサルデザインに配慮した施設の整備等を図ることとします。

(1) 計画地等

建設計画地	呉市焼山町字鍋土723番24
敷地面積	19,979.10㎡(平坦部:10,161.08㎡)
用途地域	市街化調整区域
建ぺい率	70%
容積率	400%

(2) 事業内容

本事業の対象となる事業は次に示すとおりです。

施設の設計・建設業務

- ・ 施設の設計及びその関連業務
- ・ 施設の建設及びその関連業務
- ・ 既存施設の解体及びその関連業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 建築確認申請等の手続業務及びその関連業務(必要となる官庁への諸手続を含む。)
- ・ 施設の所有権移転に関する業務

施設の維持管理業務

- ・ 建物保守管理業務（点検・保守，修繕）
- ・ 建築設備保守管理業務（点検・保守，運転・監視，修繕）
- ・ 火葬炉保守管理業務（点検・保守，修繕）
- ・ 清掃業務（建物内部及び敷地内の清掃）
- ・ 植栽・外構維持管理業務
- ・ 警備業務

施設の運営業務

- ・ 火葬受付・案内業務（使用料徴収業務を除く。）
- ・ 告別業務
- ・ 炉前業務
- ・ 火葬業務（火葬炉運転・監視）
- ・ 収骨業務
- ・ その他業務

（3）事業期間

事業期間は，契約締結日から平成 38 年 3 月 31 日までとします。なお，運営期間は平成 18 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 20 年間とします。

（4）事業方式・事業分類

施設については，BT0 方式（Build-Transfer-Operate：民間事業者が施設を建設し，施工完了後速やかに市に所有権を譲渡し，運営期間中，当該施設の維持管理・運営業務を遂行する方式）を事業手法とし，事業分類はサービス購入型とします。

2 定量的評価

市財政負担額の定量的評価に当たっては，本事業を市が直接実施する場合と，PFI手法で実施する場合の市財政負担額の比較を行いました。

なお，比較の際には，それぞれの場合において提供される公共サービスが同一水準であるものと想定し，民間事業者へ移転されるリスク（リスク調整費）については定量的評価の対象外としました。

比較の前提条件を次のように設定しました。これらの前提条件は，市が独自に設定したものであり，実際の民間事業者の提案内容を制限するものではありません。

（1）市が直接実施する場合の前提条件

市負担額の算定対象とする経費は，設計費，施設建設費，火葬炉設置費，維持管理・運営費及び借入金の返済に必要な費用から，運営期間中（20年間）に想定される斎場使用料収入を差し引いた額としました。

設計費

設計費は、市が策定した「呉市斎場建設基本計画書」（以下「基本計画」という。）に基づき、市が同等の施設を建設する場合の実設計費を算定しました。

施設建設費及び火葬炉設置費

施設建設費及び火葬炉設置費は、基本計画と同等の施設の建設及び火葬炉の設置を実施するに当たって、市が請負工事を発注した場合の費用を算定しました。

維持管理・運営費

維持管理・運営費は、基本計画と同等の施設の維持管理及び運営を実施するに当たり、維持管理に係る委託費用及び市が直接運営する費用の合計額としました。

資金調達

資金調達としては、施設建設費及び火葬炉設置費に必要な資金のうち、75%相当分について起債を借入れ、25%相当分を一般財源からの支出としました。（償還期間15年の元金均等返済とし、金利については現状及び過去5年間の金利水準、市場環境等を勘案しました。）

(2) PFI手法で実施する場合の前提条件

市負担額の算定対象とする経費は、事業期間中に市が民間事業者に支払う総費用から、運営期間中（20年間）に想定される斎場使用料及び市税収入を差し引いた額としました。

設計費、施設建設費及び火葬炉設置費

設計費、施設建設費及び火葬炉設置費は、基本計画と同等の施設を建設するに当たって、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することによって想定される費用を算定しました。

維持管理・運営費

維持管理・運営費は、基本計画と同等の施設の維持管理・運営を行うために必要な費用として、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することによって想定される費用を算定しました。

資金調達

資金調達としては、設計費、施設建設費及び火葬炉設置費に必要な資金のうち、5%相当分について事業者の出資、95%相当分を民間金融機関からの借入れとしました。（償還期間20年の元利均等返済とし、金利については現状金利水準を勘案しました。）

(3) その他共通の前提条件

インフレ率を0%、割引率を3.0%と設定し、事業期間中における市財政負担額を現在価値に換算しました。

(4) 評価結果

上記前提条件に基づく市財政負担額について、市が直接実施する場合とPFI手法で実施する場合を比較すると、次のとおりの結果が得られました。

(単位：百万円)

区分	財政負担額 (単純合計)	差額	対比	財政負担額 (現在価値)	差額	対比
市が直接実施する 場合	6,717		100.0%	5,105		100.0%
PFI事業として 実施する場合	6,310	407	93.9%	4,571	534	89.5%

3 定性的評価

PFI手法により本事業を実施した場合、市の財政負担額の削減といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できます。

(1) 効率的な施設整備及び維持管理・運営の実施

本事業を一事業体に一括発注することにより、規模のメリット、資材手配の効率化、管理経費の節減、施工効率の向上が期待できます。また、事業が設計から建設、維持管理、修繕更新まで一貫して一事業体に発注されるため、ライフサイクルコストの最小化を考慮した施設計画やリスクの最小化を考慮したリスク分担などによる効果が見込まれます。

(2) 火葬サービスの向上

事業者の持つノウハウ・業務改善意欲等が活用され、市民に対してきめ細やかな火葬サービスの提供が期待できます。

(3) 財政支出の平準化による効果

本事業をPFI手法で実施することにより、施設整備費や修繕費などが事業期間を通じて平準化されます。

(4) リスク分担の明確化による効果

斎場事業においては、設備更新リスクや施設損傷リスクなど多様なリスクが見込まれています。これらのリスクについて、計画段階でリスク分担を明確にすることによって、リスク発生の抑制並びにリスク発生時の損失拡大の抑制が可能になることが見込まれます。

4 総合的評価

本事業はPFI手法で実施することにより、事業全体を通じて民間事業者の資金調達力や効率的な事業ノウハウを活用することが可能となります。その結果として、全事業期間（ライフサイクル）における市の財政負担額が約10.5%削減でき、かつ市の負担リスクの低減及び公共サービス水準の向上が期待できます。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第6条に基づく特定事業として選定します。